平成18年度第1回兵庫県河川審議会 議事録

平成18年9月29日

平成18年度第1回河川審議会

平成 1 8 年 9 月 2 9 日 (金) 兵庫県農業共済会館 7 階会議室

事務局(林 雅彦) それでは定刻となりましたので、ただいまから平成18年度の第1回兵庫県河川審議会を開催させていただきます。

私、本日司会進行をさせていただきます事務局の林でございます。よろしくお願いいたします。

まず審議に入る前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。まず初めに、ホッチキスどめで本日の次第が載っているものでございます。めくっていただきまして配席図。それからめくっていただきまして、河川審議会委員名簿。それから事務局関係、行政関係の出席者名簿でございます。これがまずホッチキスどめの資料でございます。

続きまして、諮問関係でございます。まず八家川の河川整備基本方針の策定についての諮問。それから続きまして、2級河川の指定について、これがホッチキスどめの2枚ものでございます。それから、武庫川水系の河川整備についての諮問、これが1枚ものでございます。それからまたホッチキスどめの資料でございまして、河川審議会条例、運営要綱等々の関係規定の資料で、通し番号で10ページまでございます。この資料が一連の資料でございます。それから続きまして、資料の1・1八家川水系河川整備基本方針案ということで、ホッチキスどめの資料でございます。通し番号で最終ページ、7ページまでございます。続きまして、資料1・2、これはA4の横でホッチキスどめをしている分でございますけれども、八家川水系河川整備基本方針案説明資料でございます。これも通し番号で最終47ページまでございます。このカラーで印刷したものが説明資料でございます。それから、続きまして、

資料 2 でございます。福田川水系市の子川等の二級河川新規指定(案)という、これもホッチキスどめでございますけれども、これも通しページで11ページまでございます資料でございます。続きまして、資料 3 でございます。武庫川水系の河川整備について、ホッチキスの片どめにしております資料でございますが、これも一連で、通しページで 4 ページまでございます。これは武庫川水系の河川整備についてという資料でございます。それから、冊子ものでございますが、武庫川の総合治水に向けて提言書、武庫川流域委員会からの 8 月31日の提言書をつけてございます。最後に、A 3 の横長で参考資料、県内二級河川の概要ということで、これもホッチキスどめの資料でございますが、これもページ数が 5 ページまでございます。このA 3 の横長の参考資料でございます。資料につきましては、以上でございます。よるしゅうございますでしょうか。

続きまして、本日の審議会の成立の関係です。本審議会の委員数は、全員で17名でございます。本日は代理出席を含め、13名の皆様に御出席いただいております。 兵庫県河川審議会条例第7条第2項の規定によりまして、本会議は成立していることを御報告させていただきます。

それでは、お手元の次第によりまして、会議を進めさせていただきます。

まず初めに、県土整備部土木局長の井上からごあいさつを申し上げます。

井上県土整備部土木局長 おはようございます。土木局長の井上でございます。

本日はお忙しい中にもかかわりませず、早朝より村本会長様を初め、委員の先生方には、本河川審議会に御出席を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

ことしも梅雨や台風等の風水害によりまして、九州あるいは長野県で大きな被害がでたところでございますが、本県でも県下各地で被害が出ました。ただ、人名にかかわりますような大きな被害がなかった点が、比較的幸いな状況でございました。しかしながら、近年、集中豪雨が頻発するというようなことがございまして、今後とも警戒を怠らずに、気を引き締めて治水対策等に当たる必要があると考えており

ます。国の方では、そういう近年の集中豪雨の状況を踏まえまして、抜本的な治水対策はもとより、減災対策といったことが重要であるといったようなことで、施策が展開されてきてございます。私ども兵庫県といたしましても、CGハザードマップのホームページ掲載等、また今年の9月には、この浸水想定区域図を掲載いたしました「県民だよりひょうご」の臨時号を各戸に配布するなど、自助、共助も踏まえまして、防災に当たるといったような取り組みをしているところでございます。また平成16年度、本県は非常に大きな被害を受けたわけでございますが、その復旧状況につきまして、若干御報告をさせていただきます。

改良復旧系を除きまして、いわゆる単災の災害復旧につきましては、ほぼ100% 工事を完了させました。また、河川激甚災害対策特別緊急事業等の改良復旧事業に つきましても、現在鋭意進めて、工事を進捗させているところでございます。いず れにいたしましても、今後とも県民の生命財産を守るため、復旧・復興対策、ある いは減災対策を推進し、安全で安心な災害に強い県土づくりに全力を挙げて取り組 んでまいりますので、今後ともの御指導をお願い申し上げます。

本日の議題でございますが、1点は播磨地域の八家川水系の河川整備基本方針案につきまして、諮問と概要説明をさせていただきたいと考えております。八家川は播磨灘に注ぐ流域面積10平方キロ余りの小河川でございますが、平成16年の台風時に高潮による浸水被害が相次ぎまして、必要な対策を実施するべく基本方針と整備計画の策定を急いでいる状況でございます。今回、概要の説明を行わせていただきまして、次回の審議会で基本方針案の答申をいただきたいと考えております。

次に、神戸市の福田川水系ほか2水系の二級河川の指定につきまして、お諮りしたいと考えております。いずれも事業実施上、あるいは管理上の理由から、新たに二級河川の指定を行おうとするものでございます。また、この8月末に武庫川流域委員会から2年余りにわたる審議をいただきまして、武庫川の総合治水に向けてという提言をいただきました。今後は、この提言を踏まえまして、基本方針案等の作

成を行うに当たり、河川整備に関する基本的な事項につきまして、当審議会に御審議をお願いしたいと考えてございます。このため、治水や環境面に関しまして、技術的、専門的な見地から検証いただきます専門部会を、当審議会に設置していただくことについてお諮りしたいと考えております。

いずれの議案につきましても、御審議ほどよろしくお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

事務局(林 雅彦) 続きまして本日の御出席いただいております委員の皆様方を御紹介させていただきます。まず人事異動等により、今回の審議会から新たに御就任いただきます委員を御紹介させていただきます。お手元の名簿をご覧いただきたいと思います。

名簿の上から4人目の方でございますけれども、株式会社ラジオ関西プロダクツ 取締役の吉田委員でございます。それから、真ん中当たりになりますけども、兵庫 県町村会監事の尾﨑委員でございます。なお、尾﨑委員につきましては、本日は代 理出席をしていただいております。

続きまして、お手元の出席者名簿の順に出席委員を御紹介させていただきます。 村本会長でございます。道奥委員でございます。吉田委員は先ほど紹介させていただきましたので省略させていただきまして、兵庫県議会議員の藤原委員でございます。同じく、兵庫県議会議員の杉尾委員でございます。谷口委員の代理、伊川様でございます。尾崎委員は先ほど紹介させていただきましたので省略させていただきまして、加古委員でございます。三浦委員でございます。保田委員でございます。山中委員でございます。吉田委員の代理で、平野様でございます。谷本委員の代理で、杤本様でございます。

それでは、議事に入らせていただきます。会議の議長につきましては、兵庫県河 川審議会運営要綱第2条の規定により、会長が行うことになっております。 村本会長、よろしくお願いします。

村本会長 それでは僭越でございますが、要綱に従いまして議長を務めさせて いただきます。本日はお忙しい中、そして残暑の中お集まりいただき、どうもあり がとうございます。

先ほど土木局長のご挨拶にありましたように、今日は非常に議題が多うございますので、私は格別のあいさつをしないということで、議事に入らさせていただきます。

まず、その前に、後日作成いたします議事録の署名人を定めさせていただきたいと思います。運営要綱第7条第2項よりますと、議長と議長が指名する委員となっております。署名人として今回は道奥委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

次に、審議会の公開についてですが、審議会の運営要綱第6条第1項で、本審議会は原則公開となっております。本議案について非公開とすべき議案があるかどうか、事務局に伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局(林 雅彦) 事務局の方から報告をさせていただきます。本日の議案 3件は、八家川水系河川整備基本方針、二級河川の指定、武庫川水系の河川整備に ついてでございますので、特に非公開とする理由もなく、本日の審議会はすべて公 開しても差し支えないものと考えております。

村本会長 ただいまの事務局の御説明について、御質問,御意見等ございます でしょうか。よろしいでしょうか。

それでは特にないようでございますので、本日の審議会はすべて公開とさせてい ただきたいと思います。

次に傍聴の申し出についてですが、審議会公開条例第 5 条の規定により、 2 名の 方から傍聴の申し出がありました。一応、定員は20名以内ということになっており まして、岡田さん他 1 名の方から傍聴の申し出がありますが、これを認めさせてい ただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

村本会長 それでは、御異議ないようですので、岡田さん他1名の方に入って いただくということにいたします。

それでは、傍聴されます岡田さん他 1 名の方に、お手元に注意事項をお配りして いるかと思いますが、議事の円滑な運営に御協力お願いしたいと思います。

それでは、次に議題に入ります前に、お手元にA3判で、県内二級河川の概要という資料がございます。これは、この審議会にかかる河川の位置付けを行うということで、その参考資料として毎回お付けしてるんですが、特に今回は新任の方もいらっしゃいますので、これに関して事務局の方から説明をお願いしたいと思います。事務局(古高) 河川計画課の古高でございます、どうぞよろしくお願いいたします。失礼して、座らせていただいて御説明をいたします。

それでは、審議に先立ちまして、今、御紹介がありましたとおり県内の二級河川の概要につきまして、A3横長の参考資料を用いて御説明いたします。まず、表紙をめくっていただきまして、縦方向にご覧いただきまして、1ページが県の管内河川図でございます。河川の流域を赤い点線により分割しております。県内には二級水系が92水系ございますが、流域に着色しておりますのが、河川事業を現在実施中、または今後実施予定ということで、基本方針の策定を優先的に実施しておりますニ級水系でございまして、全部で34水系ございます。このうち、中程に黄色で着色した水系が、この後、御審議をいただきます、播磨地域の八家川水系でございます。左下の方に表がございまして、16番にございますが、八の家の川と書きまして、八家川と申します。それから、青色の水系は既に基本方針の答申をいただいたもので、全部で23水系ございます。それから、緑色の水系は、今後諮問をさせていただく予定のもので、残りが10水系となっております。

次の、2ページは、ただいまの34水系について、それぞれの水系の概要をまとめ

ました一覧表でございます。着色と番号につきましては、先ほどの流域図と合わせております。表は非常に細かくなっておりますが、左半分の方では、河川ごとにその規模、あるいは重要度を表わします、流域面積、流域内の人口・資産、あるいは土地利用の状況、こういったものを整理してございます。また、中程から右半分、基本方針と広く書いているところがございますが、ここでは基本方針におけます治水の計画規模、あるいは基準地点、基準地点におけます集水面積、基本高水流量、計画高水流量、洪水調節施設、こういったものをまとめております。この表をご覧いただきますと、各河川の大体の状況をおわかりいただけるかと思います。

それから、次の3ページでございますが、これは、これまでに当審議会に基本方針を諮問いたしました水系におけます、基本高水の比流量図でございます。プロットの番号は、先ほどの一覧表の番号と合わせております。比流量と申しますのは、右下に式を書いておりますが、基準地点の基本高水流量をその地点の集水面積で割ったものでございます。グラフは縦軸に比流量、横軸に集水面積をとりますと、通常、このように右下がりのある幅を持った領域にプロットが集まってまいります。つまり、流域面積の大きい水系ほど、比流量が小さくなる傾向にございます。この比流量図は、基本方針で定めます基本高水流量が妥当な値であるかどうか、この一定の幅から大きく外れていないか、そういったことで、妥当性を判断する際の目安としても用いられておりまして、今回、御審議いただきます八家川水系を赤い丸で中ほどにプロットしておりますが、妥当な範囲にあると考えております。

次の4ページでございますが、これは低水流量の比流量図でございます。低水流量と申しますのは、河川の流況をあらわす指標の一つでございまして、1年を通しまして、275日はこれを下回らない流量でございます。比流量というのは、右下に式を書いておりますが、先ほどと同じような概念で、基準地点の低水流量を集水面積で割ったものでございます。グラフの縦軸には低水の比流量、横軸には基準地点の集水面積をとっております。ただ、流域を正確に把握できております河川が二級

水系の場合、非常に少ないといったことから、ここでは参考としまして、一級水系も含めましてプロットをしてございます。ご覧のとおり、先ほどの基本高水の比流量図と違いまして、一定の傾向をつかむことは難しいように見えますが、図の左側の表六甲の河川、あるいは淡路地域の河川のように、勾配が急で流域が小さい場合は、比流量が比較的小さく、図の右半分にあります、播磨、但馬地域の河川のように、勾配が緩やかで流域が比較大きい場合は、比流量も大きくなる傾向に概ねあると見ております。

また、揖保川や加古川のように、同じ河川の中でも、下流地点の方が上流地点よりも比流量が小さくなる傾向に、概ねあると見ております。これは、保水力を持ちます山地部の集水面積に占める割合でありましたり、下流の都市部におけます下水道の整備、こういったものの影響があるのではないかと考えております。なお、今回御審議いただきます八家川水系を中ほどよりやや左に赤い四角でプロットしておりますが、八家川では低水流量の把握が困難であるというような状況でございまして、すぐ西側にございます市川の比流量を準用する形でプロットしておりますので、あくまで参考値ということでごらんいただきたいと思っております。

それから、最後の5ページでございますが、縦長に見ていただきまして、これは水質の状況図でございます。県内の主な河川では、類型指定と言いまして、満足すべき水質の基準が定められております。図では河川に沿って色をつけておりますが、右下の凡例を見ていただきますとおわかりのように、AA類型からE類型まで6段階に分けて、それぞれ汚れの度合いを示しますBODにつきまして、目標とする環境基準値が定められております。また、図には水質調査地点ごとにBODの75%、つまり観測回数の4分の3はこの値以下であるという値を、色分けをして記載をしてございます。右上の兵庫県の小さな地図の下に凡例がございますが、BODの値が小さいほど水質が良く、水色が最も水質が良く、緑、黄、赤という順で、水質が悪くなっていくということでございます。BODの値を太い黒枠で囲みました地点

が、尼崎市付近と、中ほどの東播磨付近に1カ所ずつ見られますが、これは類型指定の環境基準値を満足できていない地点でございます。近年は、下水道の普及に伴いまして、こうした地点の数もかなり減少してきているということでして、県内のほとんどの地点でほぼ満足できる水質の状況になっていると考えております。

簡単ですが、参考資料の説明は以上でございます。

村本会長 どうもありがとうございました。ただいま、県内二級河川の概要について説明がございましたが、何か御質問等ございますでしょうか。34河川について、横並びに見ますと図等も非常に小さくなり、内容も理解しにくいと思うんですが、お目通しいただいて、今後こういう内容を加味してほしいとか、また御質問があれば、審議会の席で御発言いただくか、事務局の方へ直接御意見いただければと思います。

それでは議題に入りたいと存じます。本日は議題が三つございます。それとその他ということになっていまして、早速ですが、議題の1の八家川水系河川整備基本方針について、内容を御説明いただきたいと思います。

事務局(八尾) 河川計画課計画係の八尾と申します、よろしくお願いいたします。失礼して、座らせていただきます。

八家川水系河川整備基本方針案につきまして、パワーポイントを用いて説明いた します。なお、お手元にお配りしております資料1 - 2 は、パワーポイントの画面 を印刷したものです。

まず、流域の概要ですが、八家川は、姫路市花田町の丘陸地に源を発し、途中支川を合流しながら水田地帯、さらには市街地を南に流下して、姫路市木場において播磨灘に注ぐ二級河川です。流域面積は約12.8平方キロメートル、法河川延長は約4.5キロメートルで、河口から約3.6キロメートル地点までが感潮区間となっています。

流域はすべて姫路市に属しており、流域内には、JR山陽本線、山陽電鉄、国道

2号、姫路バイパスなどが横断しています。流域の土地利用については、市街地が50%、水田・畑地が30%、丘陵が20%を占めており、特に下流域では密集市街地が形成されています。

次に八家川の河道の状況について、下流から順に説明いたします。1番は、河口 左岸側から播磨灘を望んだ写真です。左右岸とも導流堤が整備されております。2 番は、河口左岸側から上流ヨットハーバーを望んだ写真です。ヨットハーバーには 多 くの プレジャーボートが係 留されています。また、 河口付近では川幅が100メー トル程度と広く、ふだんは流れがほとんどありません。3番は、河口からおよそ 700メートルの左岸防潮堤から下流を望んだ写真です。この地点の川幅はおよそ50 メートルですが、ここから下流は急に川幅が広くなります。4番は、三ツ橋から下 流を望んだ写真です。3番の地点からこの三ツ橋までの区間には、比較的広い高水 敷があり、川幅もおよそ50メートルから20メートルまで変化しています。低水護岸 は鋼矢板護岸、高水護岸はコンクリート擁壁の護岸となっており、左岸には人家が 密集しております。5番は、山陽電鉄の八家川橋梁を下流から見た写真です。両岸 とも川沿いに人家が密集しています。6番は、糸引橋から下流を望んだ写真です。 この付近の川幅はおよそ13から14メートルであり、コンクリートブロックによる護 岸が整備されています。ここでも、両岸とも川沿いに人家が密集しています。7番 と8番は糸引橋上流の池状の箇所です。ここは右岸側から二つの普通河川が合流し ており、八家川の川幅が右岸側に広がって池状になっています。ここは、干潮時に は干潟状になり、海水性、汽水性の生物が生息しています。また、周辺には植生が 繁 茂 して お り ま す 。 9 番 は 、 姫 路 バ イ パ ス 下 流 の 左 岸 堤 防 か ら 上 流 を 望 ん だ 写 真 で す。両岸の河岸に植生が繁茂しており、川沿いには農地が広がっています。10番は、 姫路バイパス上流の継橋から下流を望んだ写真です。河口からこのあたりまでが感 潮区間となっています。右岸の河岸には植生が繁茂しており、この付近の川幅はお よそ15から16メートルです。11番は、見野南橋から下流を望んだ写真です。両岸と

もコンクリートブロック護岸が整備されており、ゴム堰の継井堰と、右岸側に取水口が見えています。12番は、国道312号から下流を望んだ写真です。両岸ともコンクリートブロック護岸が整備されており、この付近の川幅はおよそ14から15メートルとなっています。

次に、流域の変遷について説明します。これは昭和22年の航空写真です。上は法河川区間のうち下流側の写真、下は上流側の写真です。流域内には田畑が多く広がり、集落は部分的にしか見られません。黄色の点線で示すのは、姫路バイパスや国道250号、国道312号ですが、当時はまだ完成しておりません。次に、昭和36年の航空写真です。河口部の右岸側に工場が立地していますが、依然として流域内には田畑が多く、市街化はあまり進展していません。次は、昭和55年の航空写真です。姫路バイパス、国道250号、国道312号が開通しています。また、山陽電鉄の上下流域で、市街化が進展しています。さらに、山陽電鉄の下流右岸側では、区画整理や工場の立地が進展しています。次は、平成16年の航空写真です。山陽電鉄の上流右岸側で市街化が進展しており、河口部右岸側では工場立地がさらに進展しています。

次に、流域の地形についてですが、上流域は低地・段丘により形成されています。 下流域は、比較的新しい時代まで湿地で、江戸時代から塩田として使用されていま したが、昭和40年ごろには廃止され、埋め立てられて市街地になっています。流域 の東西には、天川や市川との流域界となる標高100から200メートルの程度の独立し た丘陵が見られ、東側の海岸部では小赤壁と呼ばれる長さ900メートルの海食崖を 形成しています。

次に、流域の地質についてですが、河川沿いの低地は、主に礫、砂からなりますが、下流に向かうほど泥、砂が多く、海岸部で軟弱な地盤になります。また東西の丘陵は、主に流紋岩や凝灰岩などから形成されています。

次に、流域の気候について説明します。図は1971年から2000年までの姫路測候所における年間降水量と、年平均気温をあらわしています。平年値で見ると、年間降

水量は約1,200mm、年平均気温は14.9 です。これは、月別降水量と月別平均気温の平年値をあらわした図です。月別降水量は、6月と9月に多く、冬期は少ないことが、月別平均気温は、8月が高く、1月が低いことがわかります。

次に、八家川の自然環境について説明します。まず流域の植生ですが、市街地を除く低地には水田が広がり、東西の丘陵のほとんどはアカマツ・モチツツジ群集で 占められています。また、小赤壁には、ノジギクの自生地など貴重な自然が見られ ます。

続きまして、自然環境の現地調査について説明します。植物と鳥類の調査は、河口から法河川上流端までの約4.5キロメートルの範囲を対象として実施しています。 魚類と底生動物の調査は、感潮区間にある糸引橋上流の池状の箇所と、淡水区間にある継井堰上流で実施しております。

まず、沿川の植生についてですが、特定種は確認されませんでしたが、37種の植生が確認されています。主な植生を示しますと、山陽電鉄下流の高水敷には、シバ群落が見られます。感潮区間は河道内にはほとんど植生が見られませんが、糸引橋上流の池状の箇所は、水際にセイタカヨシなどの湿地性の植物やエノキ、ムクノキなどの高木の河畔林が見られます。また、継橋上流の淡水区間では、オオカナダモなどの沈水植物群落、ミゾソバなどの流水辺の群落、キシュウスズメノヒエなどの湿原性の群落などが生育しています。

次に、魚類については、現地調査の結果12種が確認されております。感潮区間では、ボラ、メナダ、マハゼなどの汽水性、海洋性の魚類が生息しています。淡水区間では、カワムツ、オイカワ、ニゴイなどのコイ科の魚類が生息しており、特定種であるメダカも確認されております。

底生動物については、28種が確認されております。糸引橋上流の池状の箇所では、 ゴカイ、イシマキガイ、モクズガニなどが生息しております。淡水区間には、トン ボやカゲロウ、スクミリンゴカイ、チリメンカワニナなどが生息しており、特定種 として、淡水区間でミゾレヌマエビが確認されています。

鳥類については、31種が確認されております。流域には、カモ、ホオジロ、ヒヨドリなどが生息しています。特定種としては、河口部においては、ミサゴ、ウミネコが確認され、姫路バイパスの上下流では、チョウゲンボウ、カワセミ、アオジが確認されています。

次に、水質の状況について説明します。八家川は、環境基準の類型指定はされていませんが、姫路バイパス下流地点で、姫路市により水質調査が実施されています。その結果によると、BOD75%値は、昭和50年代初めは600mg/1を超える高い値を示していましたが、昭和58年ごろに、姫路市により公共下水道が整備されて以来、大幅に水質は改善し、現在は図に示すとおり、C類型の基準に相当する値となっています。

次に、歴史・文化についてですが、流域内の文化財を赤印及び緑の範囲で示します。国指定の文化財としては壇場山第1、第2、第3古墳や播磨国分寺跡があります。また、県指定の宮山古墳や市指定の長塚古墳などがあり、古墳時代以降、播磨の中心として栄えてきたことがうかがえます。また、地域の伝統行事として有名なものが、毎年10月に開催される「灘のけんか祭り」です。八家川に沿った木場、八家、東山、白浜町の各地区からみこし、屋台が繰り出し、松原八幡神社で勇壮な練りが繰り広げられ、国内はもとより海外までその名を知られています。

次に、河川利用についてですが、八家川流域のおよそ30%が農地ですが、ほとんどの農地は、かんがい用水を西側の市川からの取水に依存しています。八家川の法河川区間からの取水は、姫路バイパス上流に位置する、かんがい用の継井堰1カ所のみです。

次に、主な水害の発生状況について説明します。八家川流域は、埋め立てられた低平地を中心に、地形上、高潮や洪水による被害が発生しやすく、昭和40年9月の台風23号、平成2年9月の台風19号、近年では、平成16年8月の台風16号、9月の

台風18号と、続けて大きな被害が発生しています。被害の状況として、右の写真に平成16年8月の台風16号による浸水範囲を赤色で示しております。また左に、同年9月の台風18号による浸水状況写真をあわせて示しております。被害は、姫路バイパスから山陽電鉄の範囲に集中しております。 、 の写真では、八家川の水位の上昇によって、堤内地側の水が吐けず、浸水被害が発生しています。また、の写真では、八家川本川の背水の影響を受けて、支川の明田川上流から流れてきた水が田畑に溢れています。

これは、平成16年8月の台風16号による浸水被害を伝える新聞記事です。

こうした水害に対しまして、八家川の治水事業として、昭和31年度から昭和42年度にわたり、河口付近から法河川上流端までの約3.7キロメートルの区間で河川改修事業を実施しています。また、昭和43年度より河口付近から910メートルの区間で、高潮対策事業を実施しています。

次に現況河道の縦断図ですが、黒い線が河床高を表しておりますが、下流域の河 床勾配は1,200分の1程度、上流域でも500分の1程度と非常に緩い勾配となってお ります。

次に流下能力でございますが、青色は計画高水位での流下能力、緑色は堤防満杯での流下能力を表しております。川幅の狭い三ツ橋より上流については流下能力が低く、特に山陽電鉄より上流については、数年に1回程度の割合で発生する洪水を流下させる能力しかない状況です。

これらを踏まえ、次に、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針について説明します。八家川においては、「"ひょうご・人と自然の川づくり"基本理念・基本方針」に基づき、河川の現状、水害の発生状況、河川利用の現状、河川環境の保全等を考慮するとともに、姫路市の総合計画等を踏まえて、河川の総合的な保全と利用を図ります。

災害の発生の防止または軽減に関しては、流域の重要度、想定氾濫区域内の人口、

資産等を踏まえて定めた、計画規模の降雨で発生する洪水による被害を防止するために、河積の拡大や調節池の整備を行います。あわせて、高潮による被害を防止するために、防潮水門や排水機場の整備を行います。

さらに、計画規模を超える洪水等が発生した場合の被害を軽減するために、情報 伝達体制や警戒避難態勢の整備を行うとともに、防災意識の高揚を図る取り組みを 行うなど、総合的な被害軽減対策を関係機関や沿川住民と連携して推進します。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、河川流況の把握や適正な水利用に努めます。

新たな水需要が発生した場合には、関係機関と協議・調整を行い、水資源の合理的かつ有効な利用の促進を図ります。

また、震災などの緊急時には、河川水の利用が図られるように配慮します。

河川環境の整備と保全に関しては、上流の淡水区間では、現状の瀬や淵をできるだけ活かしながら、動植物の良好な生息・生育場の整備に努めます。また、下流の感潮区間では、周辺の環境との調和を図りながら親水性の確保に努めます。

河川の維持管理に関しては、災害発生の防止または軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全の観点から適切に行うものとします。

具体的には、河川清掃に関する日常管理においては、住民の参画と協働をより推進する仕組みづくりの支援を行います。土砂や河道内の樹木の管理に関しては、自然環境への影響に配慮しながら、適正な河道を維持していきます。

また、河川に関する情報を地域住民等に提供することにより、河川と住民のつながりを深め、流域が一体となった連携を図り、河川愛護精神を醸成します。

以上が、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針でございます。

次に、河川の整備の基本となるべき事項について説明します。

まず、八家川の計画規模は、流域の重要度、想定氾濫区域内の人口、資産等を考

慮し、100分の1とします。また、八家川の計画基準点は、市街地の上流に位置する河口から約2.3キロメートル地点の糸引橋とします。計画規模の降雨による流出量を特性曲線法で解析しました結果、各地点の基本高水のピーク流量は図のとおりであり、計画基準点の糸引橋地点では毎秒130トンとなります。なお、姫路バイパスの下流域は地形上、そのほとんどが内水区域であることから、姫路市の雨水排水計画を考慮する必要があります。そのため、既設の排水ポンプに加えて、将来計画の排水ポンプも考慮した上で、基本高水流量を算定しています。

次に、改修の方針ですが、八家川を取り巻く状況として、「河口付近を除くと、現況流下能力は、基本高水のピーク流量を大きく下回っている。計画基準点糸引橋の下流では河川沿いに人家が連担しており、大幅な河道拡幅が困難である。糸引橋の上流には、河川沿いに農地が広がっている。」ことなどが上げられますので、河道拡幅に加えて、糸引橋上流の農地に調節池を設置することとします。調節池の規模については、河道拡幅と調整池の総事業費等を比較検討した結果、毎秒21立方メートルのピークカットを行います。これにより、河道拡幅のみで対応する場合に比べて、調節池を設置することにより、安価かつ早期に治水安全度を向上させることが可能です。調節池を設置することにより、各地点の計画高水のピーク流量は、この図の上段の数値のとおりになります。下段の括弧書きは基本高水のピーク流量であり、ピーク流量を低減させる調節池の効果が河口まで表れていることがわかります。

これらをまとめますと、基本高水のピーク流量は計画基準点の糸引橋地点において、毎秒130立方メートルとなります。このうち、洪水調節施設により、毎秒20立方メートルの調節を行うことにより、河道への配分流量を毎秒110立方メートルとします。したがって、計画高水流量図は、ごらんのとおりです。

また、主要な地点における計画高水位及び川幅については、河口から2.3キロメートル上流の計画基準点糸引橋地点において、計画高水位を T.P.プラス2.37メー

トル、概ねの川幅を19メートルとします。なお、左右岸のいずれの側に河道拡幅するかは、今後さらに検討していきます。

最後に、正常流量については、現状では十分なデータが観測されていないことから、河川流況や水収支の把握、その他河川及び流域における諸調査を行うなど、引き続きデータの蓄積に努め、今後さらに検討を行うものとします。

以上が、基本方針の概要で、これらを取りまとめたものが、資料 1 - 1 基本方針 の本文案でございます。これで説明を終わらせていただきます。

村本会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまから御意見、御質問をお受けしたいと思いますが、本会議は速記を入れておりますので、御発言の前にお名前をおっしゃっていただきたいと思います。どうぞ御自由に御意見等を言っていただければと思いますが、いかがでしょうか。

なお、現地をご存知ない方もあろうかと思いますので、次回の審議会の前に現地 見学を設定して頂き、そのときにも御質問いただけたらよいと思います。また次回 の審議会でもご議論いただきますが、何かお気付きの点があれば。

ちょっと私から一つ、よろしいですか。説明資料の32ページですね。現況流下能力で、ハイウオーターレベル対応と堤防高の評価ですが、堤防高で評価した方が流下能力が低いというところが糸引橋と、右岸側で姫路バイパス、それから左岸側でも糸引橋の近くにあるんですが、これはどのようになってるか。調整池を計画されて、これがどのような状況になるか、これに対応する計画後の図がないのでわかりにくいんですが、その辺も含めて御説明ください。

事務局(古髙) まず、会長の御指摘ですが、資料1-2の32ページ中ほどの青い線の方が、緑の線より上にいっておるということだと思うのですが、これにつきましては、計画のハイウオーターに対しまして、現況の堤防高の方が実際に低いというようなことでございます。したがいまして、整備の際には、所定の高さに

整備していくということです。それから、流下能力につきましては、40ページに基本高水のピーク流量というのを書いてございます。これを見ますと、三ツ橋から上流は基本高水が毎秒150トン、140トン、上流に行きますと130トン、110トンということに対しまして、32ページをご覧いただきますと、堤防高評価でいきましても、それをかなり下回って100トン、あるいは上流に行きますと50トン程度しかないということで、先ほどの基本高水に比べて50トン以上低いというような状況でございます。これを確率評価しますと、10分の1程度もない、数年に1回程度の割合の洪水を流下させる能力しかないという、先ほどの御説明になります。

村本会長 調節池をつくってもまだ計画を下回る部分があり,河道改修も並行して実施する必要があるということですね。

事務局(古髙) そうですね、20トンほどピークカットを行うわけでございますが、それにしましても、お手元の資料の43ページにございますとおり、20トンカットしましても、河道配分しましたピーク流量としては、三ツ橋上流につきまして、130トン、120トン、110トンということで、先ほどの32ページの流下能力図と比べますと高い値となっておりますので、河道拡幅も当然必要でございます。

村本会長 計画したものがどうなるかということも、読み取りにくいですね。

あと、内水のポンプがついてますが、内水を川に戻した場合の河道の疏通能についても触れておく必要があるんじゃないか。整備計画の方に入るかもしれませんが、基本方針としてもどのように疏通能力で対応できるのかということは、重要な点だと思いますので、次回までに少し資料の修正等をしていただければと思います。

他に何か、特に高潮の影響の大きい川のようですが、何かございませんでしょう か。

道奥委員 調節池の方は、横越流堤なんかを使って自然越流するような、そういの形式でしょうか。

事務局(古髙) 横越流させるようなことを考えています。今は概略検討でご

ざいますけれども。

道奥委員 ふだんは、他の目的には使わない、もう治水オンリーの調節池ということですか。

事務局(古髙) その方向で考えております。

道奥委員 わかりました。

村本会長 ほか、よろしいでしょうか。

一つ、データの関係で、15ページに気温と雨量のデータがありますね。姫路測候 所の気温が右上がりで2度ぐらい高くなってる。平均14.9度ということですが、これ平年値と書いてますが、平均値の間違いですか。

事務局(古髙) 気象台の方では、平年値ということで30年間の平均をとって ございます。最新の平年値としましては、1971年から2000年までの30年間の値を平 均したものを平年値と称しまして、このように表現をしております。

今、お示ししております気温も降水量も30年間分を平均した値を、平年値という ふうに気象台の方では申しております。

村本会長 道奥委員、こういう気温データの傾向はどうでしょうか。ずっと上がってますよね。

道奥委員 そうですね。

村本会長 こういう気温の変化というのは,貯水池とか、いろんな環境に影響があると思うんです。

事務局(古髙) 先ほどの点でございますが、個々の1971年から2000年までのデータが、それぞれ降水量も気温もございますが、これを平均した値が1,200ミリ、あるいは14.9度と、これを気象台の方で平年値と言っているということでお示ししております。

村本会長 括弧の中に平年値と書いてあるのは、おかしいんですね。各年の平均値では。この流域には気温を観測している場所がないと思うんですが。全国的に

こういう傾向なんですか。

道奥委員 昨日たまたま、森下先生らと御一緒して、ダム水源地センターの研究会で雑談してたんですが、琵琶湖でも最近1度2度上がってるという話がありますので、多分。

村本会長 25年間で2度ぐらい上がってきてるんですね。

道奥委員 そうですね。だいたい、他の地域もこんな感じですよね。

村本会長 そうですか。都市域は確か気温が上がっていると思うんですけどね、 こういうところも上がっているんですか。

道奥委員 上がり幅が大きいということですか。

村本会長 そうですね、最高気温も、平均気温もそうですね。

事務局(古髙) 地球温暖化とかいうこともございまして、気温の上昇もございます。これは姫路測候所のデータでございますが、次回、また他のものも含めましてお示ししたいと思います。

村本会長 神戸測候所とか、代表的なところは、恐らく都市域にあると思いますので、もしこの流域の近くで他のデータがあれば参考になると思います。先ほど言いましたように、貯水池とか、植生の問題にも長期的にいえば重要になってくると思うんです。

ほか、何かございますでしょうか。

道奥委員 河道断面は具体的には整備計画に入ってから、具体的に詳細に検討されるのかと思いますが、非常に中流域に藻類が生える、停滞性のところがたくさん、ここはありますですよね。例えば、先ほどの糸引橋ですか、代表断面を見せていただきましたが、比較的、治水容量を稼ぐためにべったりと平らなところ、底の平らなところが広く囲ってあるような、これ概念図ですから、もう少し詳細に澪筋は設計されるのかもわかりませんが、特にそういう水溜りがあるようなところは、やはり流水速度はある程度維持しておかないと、ますます中流域で、そういう有機

物が生産されるということがちょっと懸念されますので、できるだけそういうところにも配慮いただいて、基本方針レベルでの話ではないかもわかりませんが、整備いただきたいと思います。

村本会長 ほか、何かございますでしょうか。この八家川では、先ほどの写真を見ますと、下流にプレジャーボートがたくさんあるのが目についたんですが、高潮時にはもちろん避難するのだと思うのですが、その対策はどこかでうたわれているのですか。

事務局(窪田) 河川整備課長の窪田でございます。今、会長がおっしゃられましたように、播磨灘の辺につきましては、プレジャーボートが多くあるんですけれども、それぞれの川につきましてプレジャーボートを禁止しているところもございます。八家川につきましても、この三ツ橋から上流につきましては、プレジャーボート禁止区域ということにして指定しておりまして、徐々にではありますがどこかのマリーナとか、そういうとこへ移転していただくような方向で、今、県では進めております。

村本会長いずれなくなるということですね。

よろしいでしょうか、まだ御意見もあろうかと思いますが、また見学会を踏まえて次回の審議会で、パブリックコメントも含めまして、御検討いただきたいと思います。

それでは、次の議題に入らせていただきます。次は、二級河川の指定についてということです。事務局の方で御説明をお願いします。

事務局(藤原) 河川整備課の藤原と申します。よろしくお願いいたします。 それでは、私の方から福田川水系市の子川等の二級河川新規指定につきまして、御 説明させていただきたいと思います。

お手元にお配りしております資料につきましては、資料 2 でございますが、具体 の説明につきましては、前面画面のパワーポイントにより御説明させていただきた いと思いますので、御了解いただきたいと思います。その前に、お手元の資料1枚めくっていただきますと、1ページから福田川水系に関します資料、河川別総括表、河川別調書、そして位置図。6ページから、高橋川水系にかかります総括表、調書、位置図。9ページから、市川水系関係に係ります河川別総括表、河川別調書、位置図をつけてございます。これらを参考にしながらお聞きいただきたいと思います。

それでは、まず今回二級河川として指定しようとしております一の子川、滝ヶ谷川、湯屋ヶ谷川、大門川、土池谷川につきまして御説明させていただきます。

まず、二級河川福田川水系の位置関係につきまして、画面上で御確認いただきたいと思います。神戸市西部に位置し、赤色で着色しておりますところが福田川でございます。福田川は神戸市須磨区白川台に源を発し、ニュータウン開発が行われている上流域を経て、途中小川と合流して南下し、垂水区平磯で大阪湾に注ぐ、流域面積16.9平方キロメートル、法定河川延長は、福田川本線で7,410メートルの二級河川でございます。

次に、今回二級河川として指定しようとしております一の子川、滝ヶ谷川、湯屋ヶ谷川、大門川及び土池谷川の五つの河川の位置関係を図面上で御確認いただきます。この五つの河川は、ともに福田川の上流域に位置し、現在は神戸市の管理する14河川、普通河川でございます。上流端は開発などで設置されました、調整池やため池でございます。これらの池と福田川及び小川へ接続する水路を二級河川として指定するものでございます。個々の河川につきまして、上空から見ていただきます。福田川の上流域を拡大してあらわしております。付近には神戸市営地下鉄が位置しております。今回、指定しようとしています河川のうち、まず、一の子川でございますが、総合運動公園の北側に端を発し、地下鉄をくぐり福田川へ合流をする、延長1,140メートルの河川でございます。次に、滝ヶ谷川でございますが、地下鉄の北側から端を発し、地下鉄をくぐり福田川へ合流する延長540メートルの河川でございます。続きまして、湯屋ヶ谷川でございますが、神和台団地の北側に端を発し、

団地の周囲を流下して福田川へ合流する、延長1,230メートルの河川でございます。 続いて大門川ですが、小束山団地の東側に端を発し、名谷小学校付近で福田川へ合 流する、延長930メートルの河川でございます。最後に、土池谷川でございますが、 菅の台団地の南に端を発し、小川へ合流する、延長360メートルの河川でございま す。

福田川流域では、たびたび浸水被害に見舞われてきておりますが、過去の大きな 浸水被害として、昭和36年6月の豪雨、それと昭和42年7月の豪雨がございました。 この写真は昭和42年の被害状況を撮ったものでございます。上の写真は水道橋付近 で、下の写真は垂水区役所西側にあります鈴木橋付近の状況でございます。ともに 福田川の下流部に位置しております。この水害では、47へクタールが浸水し、半壊、 床上床下浸水等合わせまして、約1,200戸が被害に遭ってございます。これは、昭 和42年7月ごろのときの、浸水範囲をあらわしたものでございます。先ほどの写真 は、この図の中にあります水道橋と鈴木橋付近の状況でございました。福田川では、 昭和42年の豪雨災害等を契機としまして、改修が進められてまいりましたが、河道 の改修は国道2号の福田橋付近を残しまして、改修が完了しております。東垂水橋 地点では、毎秒360立方メートルの流下能力を確保することができます。しかし、 近年の都市部での集中豪雨等多発していることや、福田川流域の大部分は市街化さ れていることから、基本高水流量を東垂水橋付近において、毎秒390立方メートル としてございます。そこで、流域全体の治水能力を上げるため、今回指定しようと しております河川の上流端にございます五つの調整池を活用しまして、毎秒30立方 メートルを調節し、流下能力を確保することとしてございます。

それでは、今回指定しようとしております五つの河川につきまして、おのおのの河川の上流端、下流端の状況を写真で見ていただきたいと思います。これは、一の子川でございますが、上流端は一の子ダムという池になってございます。この池は神戸流通業務団地の開発に伴い、調整池として整備されております。今後、洪水調

節能力を上げるため、余水吐の嵩上げとオリフィスの改築等を実施する予定でございます。下の写真は福田川への合流の状況でございます。これは、滝ヶ谷川でございますが、上流端は滝ヶ谷口池という池になっております。オリフィスを設置し堤体をかさ上げることで、洪水調節機能を確保する予定でございます。下の写真は福田川への合流の状況でございます。これは湯屋ヶ谷川でございますが、上流端は荒田池という池になってございます。オリフィスを設置し、堤体をかさ上げすることで、洪水調節機能を確保する予定でございます。下の写真は福田川への合流の状況でございます。続きまして、大門川でございますが、上流端は大門川調整池という池になってございます。この池は都市基盤整備公団による開発に伴い、調整池として整備されてございます。下の写真は福田川への合流の状況でございます。次に土池谷川でございますが、上流端は土池という池になってございます。この池は菅の台団地の開発に伴い、調整池として整備されたものでございます。下の写真は小川への合流の状況でございます。

以上でございます。

続きまして、高橋川放水路につきまして御説明させていただきます。まず、高橋川放水路のある高橋川水系について御説明をさせていただきます。高橋川水系は東灘区と芦屋市との市境に近い地域を流れております。流域面積は2.86平方キロメートル、高橋川本川の法定河川延長は1,410メートルでございます。

次に、高橋川水系を構成する河川について御説明させていただきます。高橋川水系の流れる地域は、JR、阪急、阪神の各鉄道、阪神高速道路、国道2号・43号、山手幹線等の主要幹線道路が東西に走り、住宅が密集した地域でございます。このような住宅密集地の中を、高橋川、高橋川の支川である要玄寺川、要玄寺の支川である風呂ノ川がそれぞれ流れております。今回、新規に二級河川に指定しようとしております高橋川放水路は、高橋川が山手幹線の下を流れる箇所から分流し、山手幹線及び商船学校線の下を通り、ハクオウ橋付近で要玄寺川に合流する地下形式の放水

路でございます。延長は、978メートルでございます。これは、先ほどの航空写真により、再度御確認いただくものでございます。ごらんのとおり、北側の六甲山系等、南側の大阪湾に挟まれた、幅約3キロメートルの地域に、高橋川、要玄寺川、風呂ノ川が流れており、今回指定予定の高橋川がこのように流れる予定になってございます。

次に、昭和42年の災害における高橋川水系の被害状況について御説明させていただきます。図の水色で囲まれた区域が浸水被害の発生した区域でございます。この写真は、高橋川が当時の国鉄、現JRの高架の下から暗渠となる地点で、上流からの流水が暗渠で飲み込めずにあふれ、道路を流下していく様子を示すものでございます。次の写真は、要玄寺川の河道が上流から流下してきた土砂により閉塞され、橋のけた下まで迫ってる様子を示してございます。この災害では38ヘクタールが浸水し、床上床下浸水合わせまして、約800戸が被害に遭ってございます。このような災害を受けまして、高橋川水系の改修が行われてまいりました。

次に、高橋川放水路の新設に至った点について御説明させていただきます。高橋川の現川には暗渠区間もあり、両岸に住宅が密集して拡幅が困難な状況にございます。そこで、山手幹線及び商船学校線の道路下の空間を利用し、新たな地下放水路を建設することとしたわけでございます。この区間の流量配分としましては、上流からの毎秒22立方メートルのうち、現川側に、現状で負担可能な毎秒6立方メートルを流下させ、新設する放水路側で、残りの毎秒16立方メートルを負担する計画としてございます。

続きまして、高橋川放水路の概要を御説明させていただきます。高橋川放水路の工事は、平成9年度から始まっており、画面ほぼ中央東西の国道2号以南は工事が完了しておりまして、現在、国道2号以北の工事を実施しております。既に完了しております国道2号以南につきましては、開削工法によりまして、矩形断面の地下河川となってございます。断面の大きさは幅4.3メートル、高さ2.7メートル、また

は幅3.8メートル、高さ3.1メートルでございます。現在、施工中の国道2号以北につきましては、シールド工法により施工し、円形断面となっております。断面の大きさは直径2.4メートルでございます。

次に高橋川放水路の現状を御説明します。まず、現川との分水路部につきましては、山手幹線の道路下に建設することとなっており、現在施工中でございます。分水路から流入してくる雨水は、らせん階段状の落差溝を流下することになります。落差工を流下した雨水は、山手幹線のシールド区間を西向きに流下し、途中R20メートルの急曲部で南に向きを変え、商船学校線の道路下を流下します。国道2号を越え、シールド区間から開削区間を流下し、パクが橋付近で要玄寺川に合流いたします。なお、工事は現川との分水路部以外はほぼ完成しておりまして、今年度中に工事が概成し、通水する予定のため、当該放水路を二級河川に指定するものでございます。

以上でございます。

続きまして、二級河川に指定しようとしております、振古川放水路につきまして 御説明させていただきます。

振古川放水路等の位置関係を図面上で御確認いただきます。まず、振古川についてでございますが、兵庫県の西部、姫路市の北部に位置しておりまして、図面上では青色で着色しております。市川町谷地区より農地、市街地を流下し、市川に合流している、法定河川延長4,355メートル。流域面積11.57平方キロメートルの二級河川でございます。また中央、緑色の着色しておりますが、今回の二級河川として指定しようとしております振古川放水路で、延長168メートルでございます。続きまして、上空から見ていただきたいと思います。画面右上から左下にかけて青色で着色しておりますのは、二級河川の振古川でございます。また、画面左下の緑色で着色しておりますのが、今回指定しようとしております振古川放水路でございます。中央部の左右黒色着色がJRの播但線でございます。この振古川は断面が小さいた

めに市街地において、昭和27年浸水被害を受けたことから、昭和30年代後半に放水 路の整備が行われ、改修困難の下流全線の流量負担を軽減されたものでございます。 現在までの管理は、市川町が普通河川として管理してまいりましたが、上下流の法 河川と一体的に管理するため、今回二級河川に指定しようとするものでございます。 この写真は、振古川からの分派点付近を撮影したものでございます。右側直線が振 古川で、左側が振古川放水路でございます。この写真は、振古川が市川本線に合流 する付近の手前の状況を撮影したものでございます。この写真は、放水路分派点よ り上流の振古川の状況を撮影したものでございますが、区間は川幅がやや広く、緩 やかな流れとなってございます。この写真は、放水路を分派点より下流の振古川現 川の状況を撮影した写真でございますが、市街地部を流下する区間に当たります。 この写真は、直前に示しました写真とほぼ同じ場所から撮影した、平成 2 年 9 月19 日、台風19号出水時の写真でございます。この写真に見られますように、振古川で の最近最大規模と考えられる流量、毎秒70立方メートルでございますが、が発生し ました平成2年9月のこの出水時においてさえ、下流市街地では振古川現川からの 溢水はございませんでした。これは、振古川放水路がその機能を十分発揮したため であると考えられます。振古川放水路は距離的には168メートルと短いものでござ いますが、治水面からは非常に大きな機能を果たしている河川と言えるのではない かと考えております。

以上のとおり、各河川につきまして御説明させていただきましたが、このたび二級河川に指定するに当たりまして、兵庫県河川審議会条例第2条第2項に基づき諮問をさせていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

村本会長どうもありがとうございました。

ただいま説明にありましたように、福田川、高橋川、市川水系の振古川、この三つの河川の二級河川指定について、お諮りしたいということでございますが、何か御質問等ございますか。治水安全度を向上するためにかなり厳しい状態にあるとい

うことですが、何か御指摘いただくことございますでしょうか。

それでは、三河川の二級河川指定につきまして、原案どおり決定させていただき たいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

村本会長どうもありがとうございました。

それでは、原案どおりということで答申させていただきます。

続きまして、3番目の議題ですが、武庫川水系の河川整備についてということで、 御審議いただきたいと思います。内容につきまして、事務局の方から説明お願いい たします。

事務局(前川) 河川計画課の前川と申します。

それでは三つ目の議題、武庫川水系の河川整備について御説明します。

武庫川水系の河川整備基本方針、河川整備計画の原案作成に係る提言書につきましては、約2年半にわたる武庫川流域委員会の審議を経まして、知事にこの8月31日に提出されました。まず初めに、お手元の別添の提言書、武庫川の総合治水に向けての内容について簡単に御説明します。

表紙からめくって3枚目、目次をごらんください。内容の構成につきましては、8章構成となっておりまして、1章は武庫川と武庫川流域委員会、武庫川の特徴と経緯、武庫川流域委員会の特徴と審議内容につきまして。2章につきましては、総合治水への視点として、流域全体で保水、遊水機能を確保するとともに、洪水があふれることを許容し、被害が最小となるような対策を考えるということ。3章は武庫川の総合治水へ向けてということで、基本方針、整備計画レベルでの目標流量、その分担、流域対策などの具体の対策に関すること。4章は、超過洪水、危機管理の考え方と、防災、減災の推進として、自助、共助、公助のあり方等について。5章では、流域環境からのアプローチ。6章では、健全な水循環系の回復と創出。7章は、流域環境とまちづくりについてと、環境やまちづくりの視点から見た川づく

りなど、多角的な提案をいただいております。 8 章につきましては、総合治水の武庫川づくりを推進するためにと、今後の行政の取り組み体制、流域連携などに関する提案がされております。この提言を踏まえ、今後県は流域関係市、流域住民の意見を聴きながら、河川審議会でも協議していただいて、流域住民の生命と財産を守る河川管理者の責任を果たすべく、総合的な治水対策を実施するための河川整備基本方針、河川整備計画を策定することとしております。このため、県は総合的な治水対策を推進するため、10月1日付で推進体制を整備することとしました。

資料3の2ページ及び3ページでございますが、一つに武庫川水系の河川整備基本方針・河川整備計画の策定や諸施策に係る総合調整を図るため、副知事を委員長とします武庫川総合治水推進会議を。二つ目に、武庫川の総合治水対策について、総合的見地から検討・検証を推進し、関連事業に係る庁内の横断調整を図るため、武庫川推進会議の事務局を務める、武庫川対策室を設置します。三つ目には、武庫川流域委員会からの提言の実現性や効果を検証するとともに、武庫川峡谷の環境調査の実施、河川整備基本方針、河川整備計画(素案)の作成など、武庫川治水に係る業務を専任で処理するため、県土整備部土木局に武庫川企画調整課を設置します。四つ目に、県関係部局、県民局、流域関係市からなる総合治水対策連絡協議会を設置しまして、流域対策の実現性を検討、協議することとしております。五つ目に、提言の中にもある既存ダムの治水活用について、各施設の管理者並びに県関係部局からなる既存ダム活用協議会を設置し、各水道事業管理者等との協議、調整を行うこととしております。また、この河川審議会に治水及び環境部会を設置することとします。このことについては、後ほど詳しく説明させていただきます。

一方、推進体制ではございませんが、新規ダムの環境課題については、武庫川流域委員会からの、「新規ダムに係る環境問題について審議したが、新規ダムの可否を判断する材料が不足しており、なお、長期にわたる解明が必要な検討課題が多く残されている。現段階では問題の解決を図れる状況になっていないことから、新規

ダムを整備計画に位置づけず、次期整備計画へ向けての検討課題とする」との意見を受けまして、これまでの環境調査の補足調査や新たな指摘事項についての調査を 実施するとともに、環境保全対策の検討や貴重種の移植実験などを行うなど、新規 ダムが環境へ及ぼす影響について検討することとしております。

資料3の1ページ、河川審議会に治水と環境に関する専門部会の設置についてですが、武庫川水系の河川整備に関する事項、目標流量ですとか流域対策や、既存ダムの治水活用の実現性とその効果量、新規ダムの環境へ及ぼす影響等の審議において、技術的、専門的な見地から検証をいただくため、兵庫県河川審議会条例第8条第1項に基づき、治水及び環境部会を設置するものです。

この各専門部会の構成については、現在の河川審議会委員2名程度に外部から特別委員2名程度を加え、その委員及び特別委員は、河川に関する学識経験者から知事が委嘱し、会長が指名する。

また、部会には、部会長を置き、部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名することとしております。

進め方としましては、(1)専門部会はこの第1回審議会の承認を受け設置し、 設置期間は当案件を専門部会が審議会へ報告し、審議会の答申をまとめるまでとし ます。(2)部会は適宜開催することとし、部会長が招集する。また、部会は非公 開とします。(3)部会での審議内容のうち、中間とりまとめ等については、部会 長の判断で議決することができるとしております。

これらのことを踏まえまして、4ページの武庫川水系河川整備基本方針・整備計画策定の流れにありますスケジュールにより、計画を策定することを考えております。

以上、この内容により事務局としましては、河川審議会に専門部会の設置をお願いするものです。御審議をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

村本会長 武庫川の河川整備に関しまして、特に審議会にかかわることは、資料の 1 ページの河川審議会専門部会の設置についての(案)とありますが、これに関して御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。もちろん、2 ページからの、県としての取り組みに関しても御質問あれば、御自由にしていただけないでしょうか。

加古委員 ちょっとお尋ねしたいんですが、この提案なり、今説明いただきま した内容から見ましても、計画はあくまでも災害を減災するということを基本にす るねやと、こういうお話のようですが、どの計画においても、完全だという計画は 本当はなし得ないのが現実であろうと思うんですが、それを最初から減災するんだ ということで、不十分な計画をつくること自体が本当にいいのかどうかということ にもなろうかと思いますし、今の機構上の問題から見ましても、俗にゲリラという ような、雨がゲリラ的にあるというようなことから、そのようなことで、本当に流 域の方々が安心しておれるのかどうか、そのあたりはもっと十分検討する必要ある んかなという感じはいたします。それと、兵庫県の場合、そんなことしても、災害 でありましたような、土石流が住宅地を流してしまうような、長野県なり、またよ その県でもあったが、そんな地形のところがあるんかどうか、これらも一つ、もし 調べておられたら教えていただきたいなと、こういうようなことでお願いします。 村本会長 武庫川についての現象と計画に関して御質問があったんですが、何 か、局長の方から。

井上県土整備部土木局長 まず、1問目の治水についての考え方かと思いますけれども、これにつきましては、河川法が改正になりまして、治水・利水・環境を調和した形で整備をしていくということでございますが、やはり治水、特に武庫川につきましては、下流部に多くの人口、あるいは資産というものを抱えておりまして、これに対する安全度を不完全というような形ではいけないというふうに思っております。もちろん、どんな大きな災害に対しても完全に守る、こういうことには

ならないわけではございますけれども、やはり、その河川にふさわしい計画レベル での安全度を確保してまいりたいと、かように考えてございます。

それから、土石流につきまして、県内でそういう危険な箇所はあるのか、こういうことでございますが、実は兵庫県は非常にそういう箇所を多く抱えている県でございまして、全国的に見ましても、広島県に次ぎまして多数の土石流危険箇所を抱えている県でございます。これらにつきまして、鋭意整備を進めているわけでございますけれども、まだまだ20%少し超えたというような状況でございまして、これらにつきましても、鋭意進めるとともに、これにつきましては、避難態勢でございますね、気象庁等とともに土石流の危険情報につきまして、情報を流させていただき、また、土石流の災害警戒区域の指定というものを、今、鋭意進めておりまして、この5年を目途にそういう危険箇所につきまして、土砂災害警戒区域を指定させていただきまして、そのエリアに囲まれておられる方につきましては、気象の状況によりまして、2時間ないし3時間先の雨量を予測いたしまして、避難等をしていただくという、そんな形での安全対策について取り組もうとしているところでございます。

村本会長 よろしいでしょうか。ほかに何か御質問等ございますでしょうか。 道奥委員 ただいま御説明いただきました、特に推進体制の整備ということで、 6 項目にわたって組織をつくっていただくという。県下にはたくさんの河川がある中で、武庫川について非常に、多分極めて異例な取り組みになってしまっておると思います。ほかの河川も例えばこのようにできるのかというと、必ずしもそうでもなくて、なかなかここまで念入りに組織立てて推進していくというのは、いつもいつもできるわけでもないと思います。なぜ、こういうふうな特異なというか、異例な取り組みになってしまったのかということも、また、県民の方にわかりやすく説明いただけるような方がいいのではないかなというふうに思います。例えば、ほかの河川の流域の方から見て、なぜ武庫川だけがこうなっているのかというのは非常

に不思議に思われるんじゃないかと。それと、武庫川流域の方自身についても、こういうふうになっているということを、必ずしも皆さん周知されているかどうかわからないと思いますので、提言を受けてこういう取り組みをお考えいただいているのかと思います。提言等の絡みで、なぜこういう特異な、異例な取り組みになってしまったのかというようなことも、どこかの時点で広報になるのか、もし例えば、県民から問い合わせがあった場合には説明できるような、そういう形にしていただきたいと思います。ちょっと、ほかの河川と非常に違うという部分が気になりますので。

村本会長 ごもっともな御意見だと思いますが、何か説明いただけますでしょうか。

井上県土整備部土木局長 今、御指摘いただきました、武庫川だけがかなり特異なといいますか、非常に力を入れたような体制を取り組んでいるということでございますが、これにつきましては、御案内のとおり、先ほど御説明もいたしましたように、武庫川流域委員会という形で、参画と共同ということで、非常に武庫川ダムにかかわりまして、各方面からの御意見もございまして、武庫川流域委員会を設置し、2年半にわたる御意見もいただいてきたということでございまして、そこでの提言をトップの方で重く受けとめて、こういう体制をつくったといいうことでございます。その他の河川につきましても、河川流域委員会、あるいはそういうような形で検討等をいただいておりますけれども、そこまでの議論といいますか、という形までは流域の方々から求められていないと言いますか、そんな形で合意を今順次得ておりますので、従来の取り組みによって進めさせていただきたいと。ただ、武庫川流域委員会につきましては、そういう非常に長い御検討もいただいて、この提言いただいた、この提言に、知事として流域委員会に諮問したわけでございますので、それをいただいたその提言と、これにこたえようといたしますと、こういうような体制で取り組む必要があると、こういう判断でこういう体制を組ませていただ

いているということで御理解をいただければ幸いでございます。

道奥委員 念入りにするのは、どの河川でも念入りにするにこしたことはないと思うんですが、念入りにすればするほど、整備計画のスタートも、基本方針の作成も時間もかかりますし、もちろん費用もかかりますので、そのあたりすべて県民の御理解がいただけないと、当然進められないわけで、少なくともこの体制でいきますと、やはり多少時間等も、通常よりもかかってしまうというふうに思いますので、流域住民の人は1日も早く安全な流域にしていただきたいという気持ちが当然あると思いますので、そのあたりやはり御理解をいただく部分があるのかなと。

村本会長 4ページにスケジュールの流れということで、細かいスケジュールは入っていませんが、これを目標にされるということですか。それと、知事が提言を受けて記者発表されていると思うんですが、推進体制に関する 6 項目に触れられているんでしょうか。そうであれば、住民に周知されている部分もあろうかと思うんですが、いかがでしょう。簡単に説明していただければ、と思います。

事務局(森田) 河川計画課長の森田でございます。

この推進体制の整備につきましては、9月26日に知事が定例記者会見を行いまして、その中で今御説明申し上げた内容につきましては発表をしてございます。

村本会長 特に、この武庫川水系では総合治水というのが打ち出されています。河川の担当者だけでなくて、他部局を含む横断的な協議会等、もちろん連絡協議会以外にも、兵庫県での体制づくりもあると思いますが、そういう総合治水対策によってどれだけ安全度を高めれるかというところを詰めるという意味合いがあるんだろうと、私は理解しています。ほかの河川では、総合治水のウエートがどの程度あるかですね、その辺も体制づくりの違いに関係していると思います。

ほかに何か御意見等ございませんでしょうか。専門部会としては、治水部会と環境部会の二つをつくって、これはもちろん別個に独立しているものではなくて、相互に関連づけられると思いますが、そこで審議された内容がこの河川審議会に諮ら

れるということです。

では、この河川審議会専門部会の設置案について、御承認いただけるでしょうか、よろしいでしょうか。この部会の設置の日程について、先ほど10月1日付とあったんですが、もう目前ですが、了承された場合にそのような運びになるということですね。よろしいでしょうか。

それでは、専門部会の設置に関して、またその内容も含めて、この案をとるということで了承を得たこととさせていただきます。

あと、部会に属する委員、特別委員については、原案では河川審議会の委員が 2 名程度、外部から特別委員 2 名程度ということで、これは知事が任命して、あと会長が指名する。部会長に関しても会長が指名ということになっておりまして、特に審議会の学識経験者の方々が関係するかと思いますが、事務局の方で、何か原案等ここで提案いただけることがあればお願いします。

事務局(森田) 河川計画課長の森田でございます。

まず、現審議会の委員からは、治水部会に村本会長、それから道奥委員を。それから、環境部会でございますが、本日欠席でございますけれども、森下委員、それから岡田委員にお願いしたいと考えてございます。なお、道奥委員に関しましては、環境部会にも参加をお願いしまして、治水部会の協議状況などの情報提供もあわせてお願いしたいと考えてございます。先生方には大変お忙しい中、まことに申しわけございませんが、よろしくお願いしたいと思います。

なお、特別委員でございますけれども、先ほど会長のお話もございましたが、会長、部会長とも御相談申し上げまして、後日人選の上、知事から委嘱を行い、会長より指名をいただくという運びにしたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

村本会長 今日は森下委員、岡田委員御欠席でございますが、もしこの案が通った場合、御了承得られているんでしょうね。

事務局(森田) 河川計画課長の森田でございます。

両委員にも事前にお声をおかけしておりまして、御了承をいただいてございます。 村本会長 河川審議会に属する学識にかかわる専門委員として、それだけの義 務と言ったらきついんですが、参画していただく必要があろうかと思います。

もう一度繰り返しますが、治水部会は道奥委員と私がサブで入るということになると思うんですが、あと、環境部会は森下、岡田両委員ということで、部会長は私が指名するということですので、原案として、治水部会は道奥委員にお願いして、 環境部会は森下委員にお願いしたいと考えております。

以上ですが、何かこの議案に関しまして、特に御意見等ありましたら、よろしい でしょうか。

それでは、以上をもちまして 1 から 3 の議題を終わったわけでございますが、その他、事務局でございますでしょうか。今後のスケジュール、八家川の見学会の予定等に関して・・。

事務局(林 雅彦) 事務局の方から報告させていただきます。まだちょっと 日程の方は決まっておりませんですけれども、八家川の現地調査を11月頃に予定を させていただきたいと思います。詳細につきましては、後日改めまして日程調整を させていただきたいと思います。

村本会長審議会の日程はいつごろでしたか。

事務局(林 雅彦) 次回の審議会につきましては、12月ごろに予定をしたい と考えています。

村本会長 年内に2回、見学会を含めてあるということでざいます。

それでは、以上をもちまして、本日予定しておりました議事はすべて終わりましたが、いろいろ貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

事務局(林 雅彦) 村本会長どうもありがとうございました。

それではこれをもちまして審議会を終了させていただきます、ありがとうござい

ました。